

平成 20 年 6 月 6 日

預金保険機構による資金援助が決定したことについて

株式会社足利銀行（頭取 池田憲人）では、受皿の決定に伴い、平成 20 年 5 月 21 日、預金保険法第 118 条第 1 項および第 59 条第 4 項の規定に基づき、預金保険機構に対して資金援助（金銭の贈与、資産の買取り）の申込みを行いました。

本申込みについて、本日開催された同機構の運営委員会においてその旨決定されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、資産売却は、預金保険法附則第 10 条第 1 項に基づき同機構から資産の買取りを委託された整理回収機構に対して行うものです。

記

1. 資金援助（金銭の贈与）の概要

贈与金の額 2,603 億円 ※

※当該金額は、現時点で見込まれる平成 20 年 6 月 30 日現在における債務超過相当額を申込みしたもので、今後は、平成 20 年 6 月 30 日を基準日として実施する臨時決算を経て、改めて、債務超過相当額の確定に伴う贈与金の額の増減について預金保険機構に申込みを行う予定です。

2. 資産売却の概要

- | | |
|------------|-----------------------|
| （1）売却資産の簿価 | 74 億円 |
| （2）売却価格 | 17 億円 |
| （3）資産の売却先 | 株式会社整理回収機構 代表取締役 奥野善彦 |

以 上